

新型転換炉原型炉施設の廃止措置における
解体撤去業務等に係る労働者派遣契約
仕 様 書

令和8年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新型転換炉原型炉ふげん

廃止措置部 技術実証課

新型転換炉原型炉施設の廃止措置における解体撤去業務等に係る労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、新型転換炉原型炉施設の廃止措置における解体撤去業務等に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) 原子炉施設等の解体撤去工事に係る業務

- ① 解体撤去工事等に係る作業及び管理
- ② 解体撤去工事等に係る計画及び手順の検討助勢
- ③ 上記作業に係る関係箇所との調整、現場調査、準備・片付け等

(2) 原子炉施設等の汚染の除去作業に係る業務

- ① 汚染の除去工事等に係る作業及び管理
- ② 汚染の除去工事等に係る計画及び手順の検討助勢
- ③ 上記作業に係る関係箇所との調整、現場調査、準備・片付け等

(3) 原子炉遠隔解体システムの開発に係る助勢業務

- ① 原子炉遠隔解体装置等の設置に係る現場調査及び資料調査の助勢
- ② 原子炉遠隔解体の水中切断工法の確認試験に係る作業助勢
- ③ 原子炉構造材の試料の運搬及び片付けに係る作業助勢

(4) トリチウム取扱い業務

- ① トリチウムが付着した資機材及び二次廃棄物等の乾燥作業及び管理
- ② その他トリチウム汚染の恐れがある設備等の取扱い作業

(5) その他

- ① 解体撤去業務等に関するその他の業務（保安教育等の受講、公用車の運転など）

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

- ① システム等の基本的操作が可能で、Microsoft Word・Excel・PowerPoint 等の各種アプリケーションソフトを用いた文書作成、表計算・グラフ作成、プレゼン資料作成ができること。

(2) 技術的要件

- ① 放射線業務従事者の経験を有すること。
- ② 原子力施設の品質保証管理体系のもとで、施設の解体撤去、汚染の除去、放射能分析等を含めた原子力施設の廃止措置作業又は放射性物質等の取扱い等の業務経験を1年以上有していること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ① 上位者の指示、廃止措置業務に係るマニュアル等に従って第2項に係る業務の作業、管理及び報告書作成等を遂行できること。
- ② 個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分Ⅰ・Ⅱ施設の常時立入者に指定できること。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部 技術実証課

5. 就業場所

(住所) 福井県敦賀市明神町3番地

日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部 技術実証課

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっては、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部 技術実証課長

TEL：0770-26-1221

7. 派遣期間

令和8年9月1日から令和11年8月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8時30分から17時まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部 総務課 副主幹

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）
- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
 - (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
 - (6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第八号（平成28年9月21日）に示す公的機関証明書类等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書类等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること。ただし、提出先は個人の信頼性確認の担当課（施設保安課）のみとする。〕
 - (7) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 新型転換炉原型炉施設に従事している際に、非常事態が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。
- (3) 原子力規制委員会規則第10号（平成28年9月21日）に基づき、区分Ⅰ及び区分Ⅱの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第八号（平成28年9月21日）に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適正検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分Ⅰ及び区分Ⅱの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

16. 協議

仕様書に記載されている事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合は、機構と協議のうえ、その決定に従うこと。